理事及び監事並びに評議員の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人つくば文化振興財団(以下「財団」という。)の理事及 び監事並びに評議員の報酬等の支給及び費用の支払いに関し必要な事項を定めることを 目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 常勤理事とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とする者をいう。
 - (2) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
 - (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、期末手当、その他の職務の対価として受ける財産上の利益であって、 その名称の如何を問わない。
 - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費、費用弁償等の経費をいう。 (報酬等の支給)
- 第3条 財団の評議員及び理事,監事には報酬等は支給しない。ただし,常勤理事に対しては報酬等を支給する。
- 2 常勤理事に対して支給する報酬等は、報酬及び期末手当とする。 (報酬等の額の算定方法)
- 第4条 報酬の額は、別表第1に定める額とする。
- 2 期末手当の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。

(平成 30 年 8 月 · 一部改正)

(報酬等の支給方法)

- 第5条 報酬の支給日は、毎月21日とし、期末手当の支給日は毎年6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日に支給日する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本 人が指定する金融機関に口座振込の方法により支払うことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。 (報酬の額の日割計算)
- 第6条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日まで報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

- 第7条 非常勤理事及び監事並びに評議員が理事会及び評議員会等の会議に出席したとき は、費用弁償として別表第3に定める額を支払う。
- 2 理事及び監事並びに評議員がその職務上の必要により出張する場合には、つくば市職 員旅費条例(平成元年つくば市条例第8号)に規定する一般職の職員の例により旅費を 支給する。
- 3 常勤理事に対しては、つくば市職員給与に関する条例(昭和 62 年つくば市条例第 20 号)に規定する職員の例により通勤手当を支給する。

(公表)

- 第8条 財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、同法第20条第2項に基づき公表する。 (改正)
- 第9条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

常勤理事の報酬

理事長	月額	395,	000円
理事長以外の常勤理事	月額	3 4 7,	000円

別表第2(第4条関係)

期末手当	6月期末手当	報酬月額×190/100
	12月期末手当	報酬月額×200/100

別表第3(第7条関係)

費用弁償	1日につき2,000円
------	-------------